

VI 平成16年度農林水産予算主要施策別概算決定の概要

－ 目 次 －

1. 米政策改革の着実な実施等農業構造改革の促進

【産地づくり対策等の米政策改革関連施策の具体化】

1. 産地づくり対策等の米政策改革関連施策の具体化……………56

【担い手の育成支援、農地の利用集積、新規就農の促進等の総合的な推進】

2. 担い手への支援の重点化・総合化……………58
3. 経営構造対策等の推進……………60
4. 農地の利用集積の促進……………62
5. 新規就農対策の充実……………64
6. 女性のチャレンジ支援と少子・高齢化対策……………66

【農林水産物の輸出の促進に向けた総合的支援体制の確立】

7. 農林水産物の輸出の促進に向けた総合的支援体制の確立……………67

【水利施設の効率的な管理のための条件整備】

8. 水利施設の効率的な管理等のための条件整備……………69

【畑地転換、土づくりなどの取組を支援するためのきめ細かな条件整備】

9. 畑地転換、土づくりなどの取組を支援するためのきめ細かな条件整備……71

【畜産環境対策の促進、和牛繁殖経営地域の活性化・育成】

10. 畜産環境対策の促進……………74
11. 和牛のみなもと再生・強化対策の推進……………75

【バイオマス・ゲノム等産業実用化を促進する技術開発の実施等】

12. 農林水産業を支える技術開発－食と農の未来を拓く技術開発－……………76
13. 飢餓・貧困の解消及び農林水産業の持続可能な開発等に向けた国際協力……79
14. 農林水産分野の情報化と電子政府の実現……………80
15. ニーズに即した統計の充実……………82

2. 食の安全・安心の確保と食品産業の活性化

【食品の安全・安心の確保に向けたリスク管理・表示の適正化の一層の徹底】

- 16. 農産物の安全性確保の強化……………84
- 17. 家畜防疫体制の強化……………86
- 18. 食品表示・J A S規格の適正化の推進……………87

【信頼性の高いトレーサビリティシステムの開発・実用化の推進】

- 19. 信頼性の高いトレーサビリティシステムの開発・実用化の推進……………88

【消費者等とのリスクコミュニケーションの推進】

- 20. 消費者等とのリスクコミュニケーション……………89

【国民生活の基礎である「食」を健全なものとするための「食育」の展開】

- 21. 「食育」活動の推進……………90

【国内農林水産業との連携による食品製造業の活性化】

- 22. 食品製造業の活性化……………92

【卸売市場の整備の抜本見直し、無線で情報をやり取りする電子荷札（無線 I C タグ）等新技術の活用等による食品流通の効率化】

- 23. 食品流通の構造改革の推進……………93

3. 都市と農山漁村の共生・対流の促進

【風格ある美しい農山漁村づくり・観光立村の推進】

- 24. 風格ある美しい農山漁村づくりと観光立村の推進……………95

【バイオマスの収集・変換・利用システムの構築、利活用の高度化等の促進】

- 25. バイオマスの収集・変換・利用システムの構築、利活用の高度化等の促進……………99

4. 森林・林業政策の展開 ～多様で健全な森林の整備・保全～

【多様で健全な森林の整備・保全等を通じた地球温暖化防止】

26. 多様で健全な森林の整備・保全等を通じた地球温暖化防止……………101

【今後の森林整備を支える林業の担い手の確保・育成】

27. 今後の森林整備を支える林業の担い手の確保・育成……………104

【大規模需要者のニーズに対応した地域材の新しい流通・加工システムの構築等による木材利用の推進】

28. 大規模需要者のニーズに対応した地域材の新しい流通・加工システムの構築等による木材利用の推進……………105

【里山林の再生・整備、国民参加の森林づくり等による美しく住みよい山村づくりの推進】

29. 里山林の再生・整備、国民参加の森林づくり等による美しく住みよい山村づくりの推進……………106

5. 水産政策の展開 ～「海の恵み」の持続的な利用の推進～

【資源管理の徹底等による「海の恵み」の持続的な利用】

30. 科学的知見に基づく資源管理の徹底……………108
31. 沿岸域における豊かな環境の創造……………110
32. つくり育てる漁業の推進……………111

【技術革新の推進等による収益性の高い魅力ある漁業の確立】

33. 漁船入手や資金調達の円滑化等……………112
34. 水産技術の革新……………114

【衛生面に配慮した生産・供給基盤の整備等による消費者の求める水産物の生産・供給】

35. 消費者の求める水産物の生産・供給……………115

【漁村の総合的な整備等による豊かで活力ある「浜」づくり】

36. 豊かで活力ある「浜」づくり……………117

産地づくり対策等の米政策改革関連施策の具体化

需要に応じた売れる米づくりを進めるとともに、構造改革の加速化により担い手を育成・確保するため、農業者・農業者団体による自主的な努力を支援することを通じて地域の特色ある水田農業の展開を推進するとともに、豊作による過剰米を市場から隔離する取組を支援。

172,574(0)百万円

1 ポイント

(1) 産地づくり対策

165,074(0)百万円

地域の多様な取組に応えられるよう、これまでの全国一律の要件、単価による米の生産調整の助成体系から転換し、地域自らの発想の下に作成する地域水田農業ビジョンの実現を支援する産地づくり対策を創設。

① 水田農業構造改革交付金

150,813(0)百万円

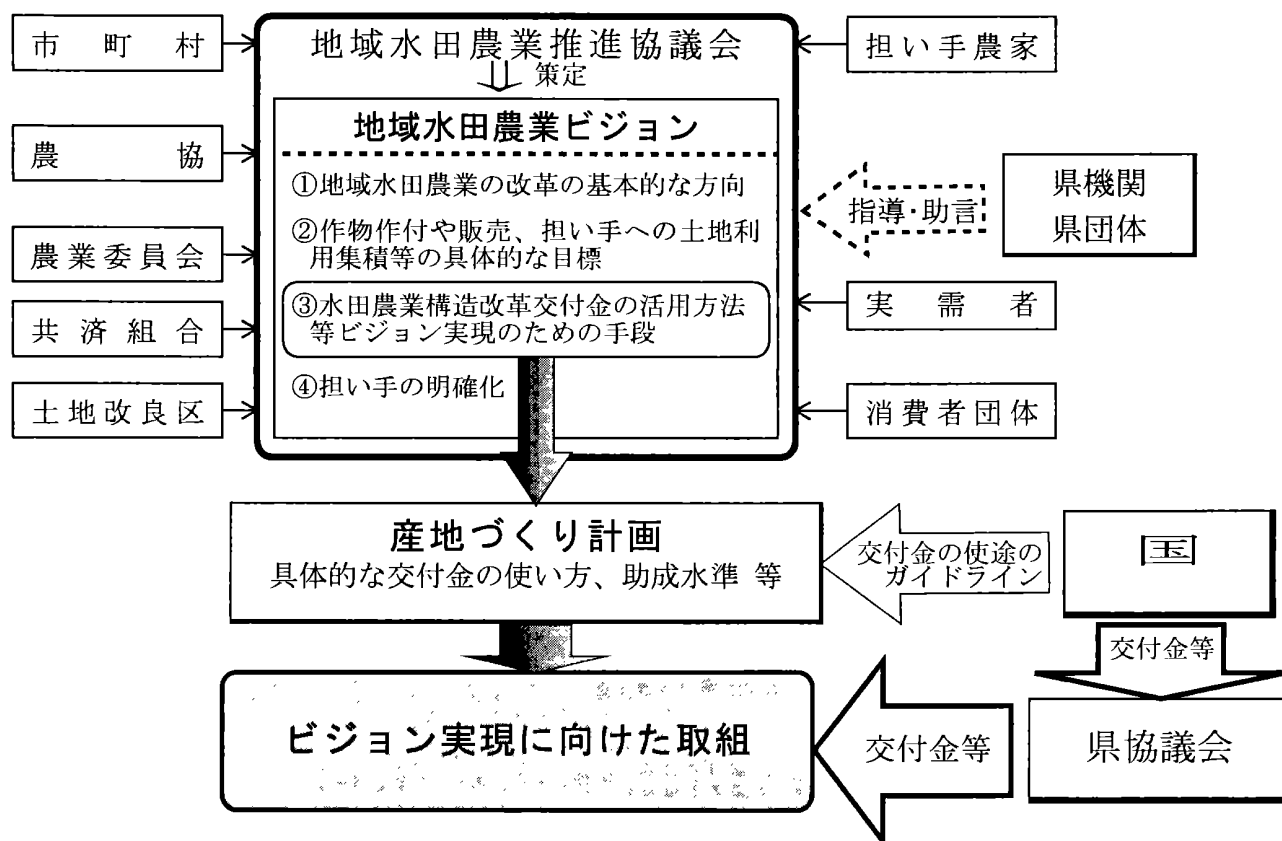
対策期間中安定した一定額を国が都道府県水田農業推進協議会に交付し交付金の使途・水準は地域が決定する仕組みにより、水田農業の構造改革と消費者の期待に応える産地の育成を支援。

② 重点作物特別対策

14,261(0)百万円

担い手による需要に即した高品質の麦・大豆等の生産を支援するとともに、耕種農家と畜産農家の連携による水田を活用した飼料作物の生産を支援。

○ 産地づくり対策のイメージ

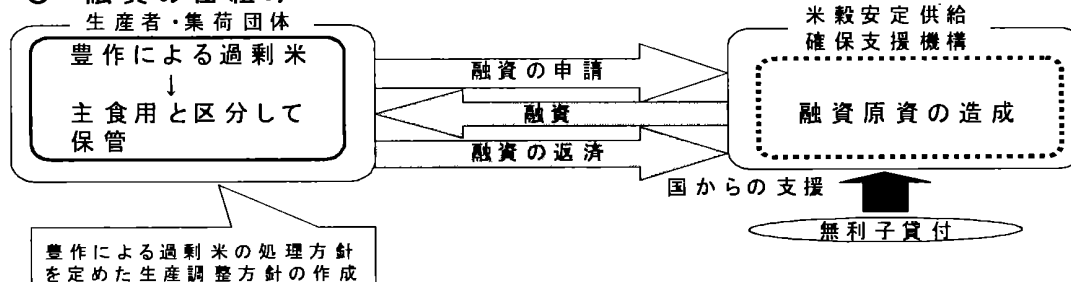


(2) 集荷円滑化対策のうち過剰米短期融資資金貸付金 7,500(0)百万円

豊作による過剰米に対して、その販売可能価格に見合った短期融資を行い、需要に応じた米づくりを促進するとともに、出来秋の段階で市場から隔離することにより米価の下落を防止。

この短期融資に必要な原資の造成に対して、国から無利子貸付を実施。

○ 融資の仕組み



2 助成要件 ((2) にあつては融資要件)

(1) ① 水田農業構造改革交付金

地域水田農業ビジョンの作成。交付金の使途は国の示すガイドラインの範囲内であること。個人交付する場合は、生産調整実施者であり、かつ、集荷円滑化対策に係る生産者拠出を行っていること。

② 重点作物特別対策のうち麦・大豆品質向上対策

助成対象者要件：認定農業者、特定農業団体等

品質等要件：農産物検査等級、容積重、タンパク含有率等

重点作物特別対策のうち耕畜連携推進対策

助成対象者要件：認定農業者、特定農業団体等

取組要件：団地化、稲発酵粗飼料、わら専用稲、資源循環等

(2) 集荷円滑化対策のうち過剰米短期融資資金貸付金

生産調整方針に従い生産調整を実施し、豊作による過剰米処理に係る拠出を行うとともに、豊作による過剰米を主食用米と区分して保管している生産者

3 事業実施主体

(1) ① 水田農業構造改革交付金

都道府県水田農業推進協議会、地域水田農業推進協議会

② 重点作物特別対策

都道府県水田農業推進協議会、地域水田農業推進協議会

(2) 集荷円滑化対策のうち過剰米短期融資資金貸付金

米穀安定供給確保支援機構

4 補助率

(1) ① 水田農業構造改革交付金

定額（交付金）

② 重点作物特別対策

定額

[担当課：

(産地づくり対策) 生産局農産振興課 (03-3502-5956 (直))

(集荷円滑化対策) 総合食料局計画課 (03-3501-3798 (直))]

担い手への支援の重点化・総合化

効率的かつ安定的な経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に向けて、担い手の育成支援等を重点的・総合的に推進。

ポイント

(1) 担い手への支援の集中化・重点化

担い手への支援の重点化をより徹底する観点から、事業対象者の要件の見直し、担い手への事業効果要件の設定等、担い手に関する要件の見直し・改善を図る。

[担い手要件の明確化]

- ・ 農地保有合理化促進事業の一時貸付タイプの事業において、事業対象者を認定農業者^{※1}、基本構想水準到達農業者^{※2}及び認定就農者^{※3}に限定。
- ・ 経営構造対策事業及び経営体育成基盤整備事業において、「市町村長が認める者」への農地集積を担い手への農地集積要件のカウントに含める場合には、市町村長がその基準を策定し、都道府県知事の承認を得ることに変更。
- ・ 経営体育成基盤整備事業において、面積の規模要件により事業上の担い手ととらえる者について、目標年度までに認定農業者になるように要件を設定。

[担い手の受益に係る要件設定]

- ・ 経営構造対策事業において、任意団体、農協等が事業実施主体となる場合、生産性の向上、コスト削減等担い手の経営の合理化に資する施設については、原則として、認定農業者、特定農業団体等が受益の過半となるものに限定。

※1 認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して策定した育成すべき農業経営の目標を目指して、農業経営改善計画を策定し、市町村に認定された農業者。

※2 基本構想水準到達農業者

市町村が策定した育成すべき農業経営の目標の水準に既に到達している農業者。

※3 認定就農者

青年就農促進法に基づき、新規就農青年等が、都道府県が策定した就農促進方針に照らして就農計画を策定し、都道府県知事に認定された者。

(2) 集落営農の組織化と農地の利用集積

一元的に経理を行い、一定期間内に法人化する等一定の要件を満たす集落営農（特定農業団体）を新たに地域の担い手として位置付けるとともに、地域の話し合い、合意形成活動により、その組織化と農作業受委託を通じた農地の利用集積を支援。

地域農業構造改革緊急対策推進事業

83(115)百万円

担い手育成農作業受委託促進事業（新規）

121(0)百万円

※ 特定農業団体

本年の農業経営基盤強化促進法の改正により担い手として位置づけられた集落営農組織であり、経営主体としての実体を有し、将来的には法人化した上で、効率的かつ安定的な農業経営へと発展することが見込まれるもの。

○ 農業経営改善計画の認定状況

	認定農業者数（うち法人）	認定市町村数
H6. 4月	134（0）	11
H9. 3月	98, 232（3, 488）	2, 798
H12. 3月	145, 057（4, 950）	2, 956
H15. 3月	171, 746（6, 444）	2, 980

[担当窓口課：経営局総務課（03－3501－3701（直））]

経営構造対策等の推進

認定農業者等の担い手の育成及び担い手への農地利用集積の加速化等を図るため、農業生産を核として加工、流通、販売等のアグリビジネスに取り組むために必要な体制整備及び諸施設の整備等を一層推進。

22,692(24,197)百万円
別に 農業経営基盤強化措置特別会計計上分
7,315(0)百万円

1 ポイント

(1) 経営構造対策推進事業 394(437)百万円

経営構造対策事業において、一層の「最小の事業費で最大の効果発現」や円滑かつ確実な目標達成のため、コスト抑制事例の調査・紹介や数値目標の達成阻害要因の分析等の指導強化活動を実施。

(2) 経営構造対策事業 17,667(19,491)百万円

消費者の望む地域農畜産物の高付加価値化や水田農業の構造改革に取り組む地域に対して重点的な支援を行うとともに、農業経営基盤強化促進法の改正の趣旨を踏まえ、特定農業団体の育成や農業法人の経営の多角化等に対する支援を充実。

① 全国共通目標の見直し

担い手育成緊急地域（経営の零細な農家が多くを占める地域）における担い手の育成に関する目標要件として、特定農業団体の設立を追加。

② 経営継承円滑化支援施設の拡充

特定農業法人等が地区内の農業用機械施設を買い上げ、農地の利用集積のために有効利用する取組を支援。

③ リース事業の拡充

分社化・のれん分け等による農業法人の経営発展を前提とした農業用機械施設の導入を支援し、独立子会社等へのリースの実施等を通じた農業法人の経営の多角化等を支援。

〔農業経営基盤強化促進法の一部改正（平成15年6月）の概要〕

① 農業生産法人による多様な経営展開

農業生産法人の多様な経営展開（分社化、のれん分け等）が容易となるよう、認定農業者たる農業生産法人の構成員要件に係る特例措置

② 集落営農組織の担い手（特定農業団体）としての育成

地域の農地を面としてまとめて利用し、経営主体としての実体を有する集落営農組織（特定農業団体）を農用地利用規程に位置付け、その経営体としての発展を促進

(3) 経営支援情報化施設整備事業 **438(633) 百万円**

地域情報化の中核となる高度情報化拠点施設の整備及び温室等の遠隔環境制御・監視システムの整備を推進するとともに、ITの活用による水田農業の構造改革を推進するため、衛星画像解析による品質解析や生育予測などの情報を活用する等水田農業の効率化に資する情報拠点施設の整備を促進。

(4) 水田農業経営構造確立緊急対策事業（新規） **1,870(0) 百万円**

地域水田農業ビジョンの実現に向けて、担い手への農地の利用集積に関するより高い目標を実現しようとする地域に対して、目標を実現するために地域で必要となる農業機械・施設の導入に対する支援を緊急に実施。

(5) アグリ・チャレンジャー支援事業 **1,362(1,548) 百万円**

農業法人等における食品産業等の他産業との連携による地域ブランドの確立等を通じた高付加価値化への取組についての調査・研究を実施するとともに、農業法人の経営の多角化等に対する支援を充実。

(6) 販路開拓緊急対策事業 **829(990) 百万円**

実需サイドのニーズに応じた地域農産物の安定的な供給体制の構築に積極的に取り組む特定農業法人等の育成や実需サイドとの連携に伴う農業法人の経営の多角化等に対する支援を充実。

(7) 別に農業経営基盤強化措置特別会計により次のような支援を充実。

① 経営構造改革緊急加速リース支援事業（新規） **7,315(0) 百万円**

担い手への農地利用集積を一層加速化することを目的として、

- ・ 農地の流動化と一体的に整備する家畜排せつ物処理施設、畜舎等
- ・ 一定の利用集積を行う経営構造対策事業等により整備する農業用機械を農地保有合理化法人が認定農業者等にリースするために取得する場合の必要経費について無利子資金の貸付を実施。

② 農業改良資金による貸付対象の拡充 **(貸付枠445億円の内数)**

経営構造対策事業等の補助対象施設と一体的な整備を要する設備・機械等について、農業改良資金による貸付を実施。

2 事業実施主体

市町村、都道府県、農協、農業者等の組織する団体、第3セクター等、PFI事業者、民間団体 等

3 補助率 1/2、4/10、1/3 以内（沖縄県にあっては 2/3 以内）、定額

[担当課：経営局構造改善課（03－3501－3768（直））]

農地の利用集積の促進

水田農業地域や農地流動化が停滞している地域において、土地利用調整等を行うとともに、規模拡大に伴って必要となる農業用機械施設の導入に対する支援等により、担い手への農地の利用集積を促進。

1, 870 (0) 百万円

別に 農業経営基盤強化措置特別会計計上分
33, 679 (19, 414) 百万円

1 ポイント

- (1) 水田農業経営構造確立緊急対策事業（新規） 1, 870 (0) 百万円
地域水田農業ビジョンの実現に向けて、担い手への農地の利用集積に関するより高い目標を実現しようとする地域に対して、目標を実現するために地域で必要となる農業機械・施設の導入に対する支援を緊急に実施。
- (2) 認定農業者農地集積促進事業（拡充） 1, 047 (1, 002) 百万円
認定農業者が経営規模の拡大を行う場合、農用地利用改善団体等が行う効率的な農地利用のための活動等に対して、促進費を交付。平成16年度は、賃借権の設定のほか、農作業受委託による利用集積も交付対象に追加。
- (3) 農地保有合理化促進事業（拡充） 25, 040 (18, 412) 百万円
農地の売渡し時の年齢要件を65歳未満に見直すとともに、一時貸付タイプの事業については、農地の売渡し又は貸付けの相手方を認定農業者等に限定し、担い手に集中した農地の利用集積を促進。
更に、長期貸付けの後に農地を売り渡す事業（長期育成タイプ）において、農地代金の分割払い方式を導入。
- (4) 農地保有合理化担い手育成地域推進事業（新規） 156 (0) 百万円
水田農業地帯の集落内に担い手ゾーンを設定し、当該ゾーンにおいて、農地保有合理化法人が関係機関と協力して、農地を担い手に集中するような仕組みを構築するとともに、担い手への農地利用集積、土地利用調整のための活動に対する支援を行い農地の利用集積を促進。
- (5) 担い手育成農作業受委託促進事業（新規） 121 (0) 百万円
農地保有合理化法人が農作業の受委託のあっせん、担い手に対する支援を行うとともに、併せて農作業を受託した認定農業者等に対し受託料相当額を農業改良資金において貸し付けることにより、水田農業地域における受委託の安定的拡大と農地の利用集積を促進。

(6) 経営構造改革緊急加速リース支援事業（新規） 7, 3 1 5 (0) 百万円

担い手への農地利用集積を一層加速化することを目的として、

- ① 農地の流動化と一体的に整備する家畜排せつ物処理施設、畜舎等
- ② 一定の利用集積を行う経営構造対策事業等により整備する農業用機械を農地保有合理化法人が認定農業者等にリースするために取得する場合の必要経費について無利子資金の貸付を実施。

2 採択要件

目標年度（3年後）までに水田面積の60%以上を担い手に利用集積する地区等

3 事業実施主体

都道府県、市町村、農地保有合理化法人、(社)全国農地保有合理化協会等

4 補助率

1/3、1/2、6/10、7/10、定額

○ 担い手への農地の利用集積状況

目 標 と 実 績			集積対象者 (担い手)
集積見込面積(平成22年)		2 8 2 万 h a (A)	
実 績	平成8年3月末	1 8 0 万 h a	3 4 7 千人
	平成9年3月末	1 8 8 万 h a	3 6 2 千人
	平成10年3月末	1 9 6 万 h a	3 7 4 千人
	平成11年3月末	2 0 4 万 h a	3 8 6 千人
	平成12年3月末	2 1 0 万 h a	3 9 2 千人
	平成13年3月末	2 1 5 万 h a	3 8 0 千人
	平成14年3月末	2 1 8 万 h a (B)	3 8 7 千人
集積見込面積との差(A-B)		6 4 万 h a	

資料：農林水産省経営局構造改善課調べ

注：集積見込面積は、農業構造の展望における見込み

[担当課：経営局構造改善課（03-3591-1389（直））]

新規就農対策の充実

農業内外からチャレンジ精神をもった多様な人材を確保するため、厚生労働省と連携して策定した「農林業をやってみよう」プログラムを踏まえ、新規就農対策を充実。

2, 212 (3, 292) 百万円
農業経営基盤強化措置特別会計計上分
貸付枠 16, 062 (12, 944) 百万円

1 ポイント

(1) 新規就農・就業キャリア形成プログラム推進事業

637 (694) 百万円

新規就農相談センターにおいて、農業法人等への就農を希望する者に対する相談業務、無料職業紹介を実施。

また、円滑な就農のため、主要都市でのニューファーマーズフェア（農業法人合同就職説明会等）の開催等を実施。

(2) 農業研修教育・農業総合支援センター施設整備事業

1, 009 (1, 892) 百万円

道府県農業大学校において、離職者を対象とした能力開発・技術習得支援のための職業訓練コースの設置に必要な研修用施設、機械を整備。

また、道府県農業大学校、試験研究機関、農業総合支援センター（仮称）が有機的に連携・協力し、技術革新に意欲的な農業者等とともに、最先端技術についての組立・実証を短期間で推進するための施設等を整備。

(3) 就農支援資金制度の拡充

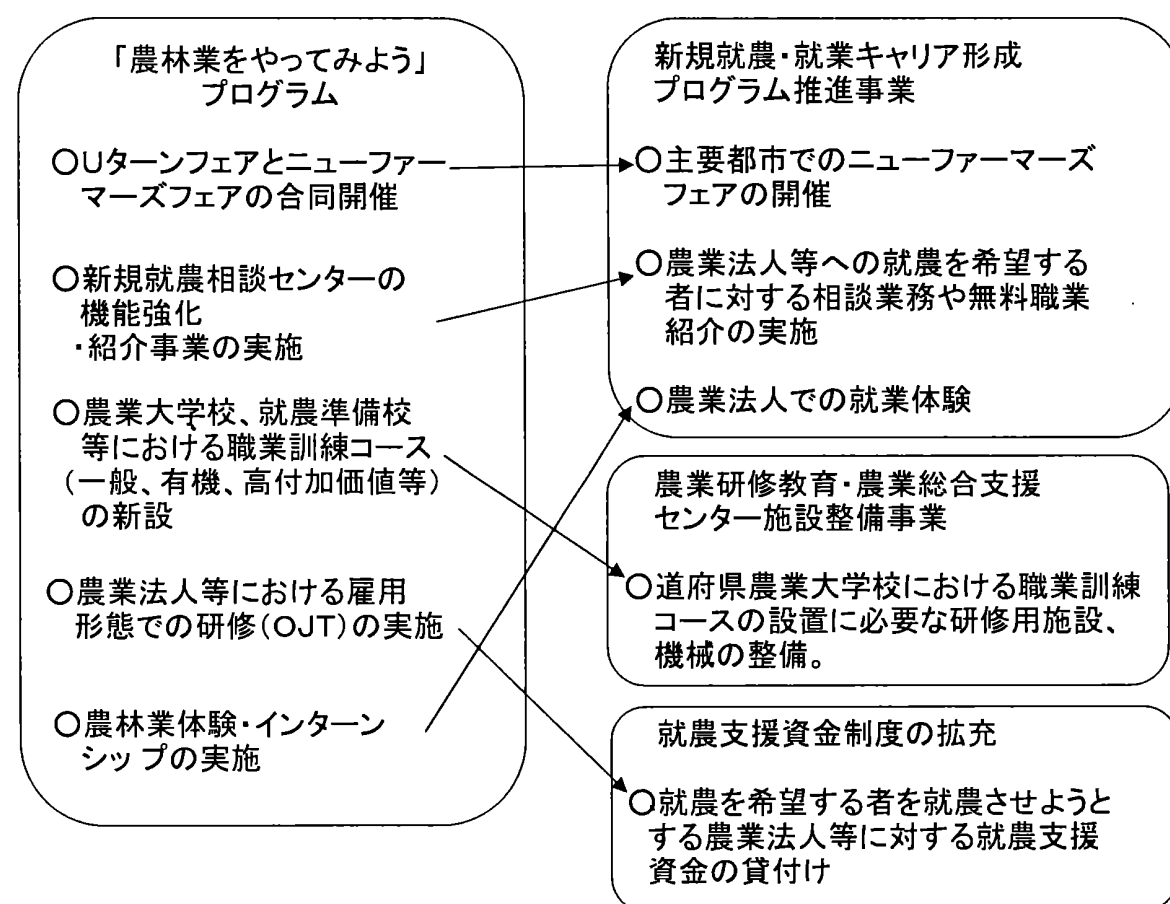
貸付枠 16, 062 (12, 944) 百万円

【農業経営基盤強化措置特別会計】

自営形態での就農を貸付対象としている現行の就農支援資金制度を拡充し、農業法人等への就農に対する資金面での次のような支援を実施。

- ① 就農を希望する者を就農させようとする農業法人等に対する貸付け
- ② 農業法人等への就農を希望する者に対する貸付け

○「農林業をやってみよう」プログラムを踏まえた雇用形態での就業の促進



○新規就農者の動向

（単位：千人）

区 分	2	7	10	11	12	13	14
新規就農青年〔39歳以下〕	4.3	7.6	11.1	11.9	11.6	11.7	11.9
新規学卒者	1.8	1.8	2.2	2	2.1	2.1	2.2
離職就農者〔39歳以下〕	2.5	5.8	8.9	9.9	9.5	9.6	9.7
中高年〔40歳以上64歳未満の離職就農者〕	10.7	30.1	38.2	47.2	40.4	44.3	45.6
総 計	15.7	48	64.2	65.4	77.1	79.5	79.8

資料：農林水産省「農業構造動態調査」等、「農業センサス」。

注：「離職就農者」とは、他産業への勤務が主から農業への従事が主になった人（在宅、Uターンを問わない）。

2 事業実施主体 （1）及び（2）

全国農業会議所、都道府県、都道府県青年農業者等育成センター、都道府県農業会議、市町村、広域事務組合、農協、民間団体、特認団体等

3 補助率 （1）及び（2） 定額、1／2以内

〔担当窓口課：経営局女性・就農課（03－3501－1962（直））〕

女性のチャレンジ支援と少子・高齢化対策

農村における少子・高齢化に対応するため、出産・育児期の女性農業者への支援活動の促進、農村高齢者のための介護資格者の人材育成等を実施。

485（613）百万円

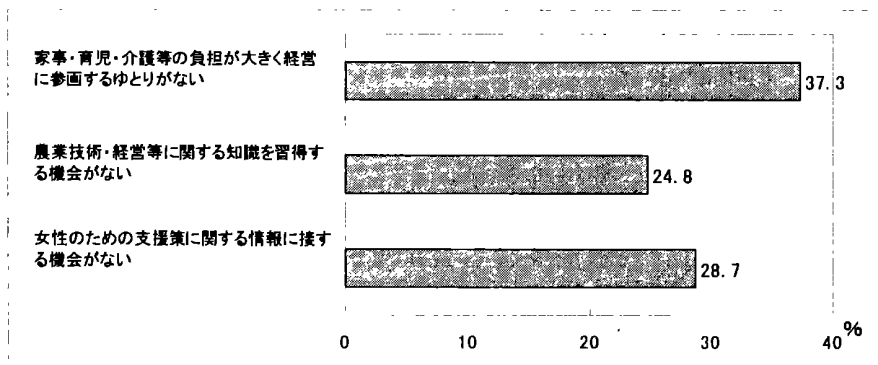
1 ポイント

（１）出産・育児期農業経営サポート活動支援事業

28（0）百万円

出産・育児期の女性農業者への支援活動を促進するため、現場の担当者に対する活動支援ハンドブック等の作成やインターネットによる相談システムの構築を行うとともに、全国的な普及啓発等を実施。

（参考１）女性が経営参画する上での課題（複数回答）



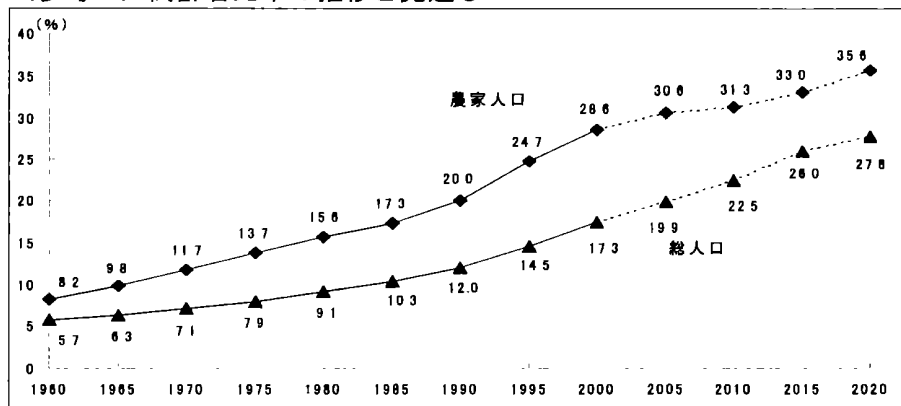
資料：農林水産省「女性の就業構造・経営参画状況調査」（平成15年7月1日現在）

（２）農村高齢者福祉支援事業

107（0）百万円

農村地域における介護資格者の人材育成を図るとともに、育成したヘルパーの民間事業者による活用を推進。

（参考２）高齢者比率の推移と見通し



資料：農林水産省「農林業センサス」、総務庁「国勢調査」国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（2002年1月）

（注）農家人口の2005年以降の数値は、農林水産省による試算

2 事業実施主体

全国農業協同組合中央会等

3 補助率

定額等

[担当窓口課：経営局女性・就農課(03-3591-5831(直))]

農林水産物の輸出の促進に向けた総合的支援体制の確立

日本の農林水産物・食品の輸出機会の拡大を図るとともに、海外ニーズにも対応する産地の体制整備等を支援。

804（47）百万円

1 ポイント

近年のアジア諸国の経済発展に伴う所得向上等により、高品質な国産農林水産物の輸出機会を拡大する好機が生じている。この機会をとらえて、日本の農林水産物・食品の輸出の促進に向けた総合的な支援体制を確立することが重要。

（1）日本の農林水産物・食品の輸出機会の拡大

①農林水産物貿易円滑化推進事業等 250（47）百万円

諸外国の貿易制度等の調査、海外市場開拓ミッションの派遣、海外セミナー等を活用したPR活動、産品毎の新規輸出開拓事例構築等の活動を行い、生産者等が輸出しやすい環境を整備。

②日本産ブランド輸出促進事業 100（0）百万円

アジア諸国を中心に、日本産ブランド（国産の高品質な産品）の生産者団体等が行う輸出促進活動（展示・商談会、テスト輸出、メニュー提案等、海外バイヤーの日本招へい、商品開発等）を支援。

（2）売れる米づくりの推進に向けた海外での米消費拡大運動の展開

○輸出促進型米消費拡大 104（0）百万円

売れる米づくり推進のために生産者団体が主体的に実施する、日本米の輸出可能性の調査、輸出先国での日本型食生活の良さとからめた日本米の紹介等の販売促進活動を支援。

（3）国内外のニーズに対応した生産体制の強化

○ブランド・ニッポン農産物販路拡大支援事業 350（0）百万円

海外を含む販売先の情報を踏まえ、消費者サイドの様々なニーズに的確に対応する生産体制の構築に向けた、高品質化、高付加価値化、低コスト化のための集出荷施設、鮮度保持施設等の共同利用施設の導入を支援。

2 事業実施主体

独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）（（1）①）、地方公共団

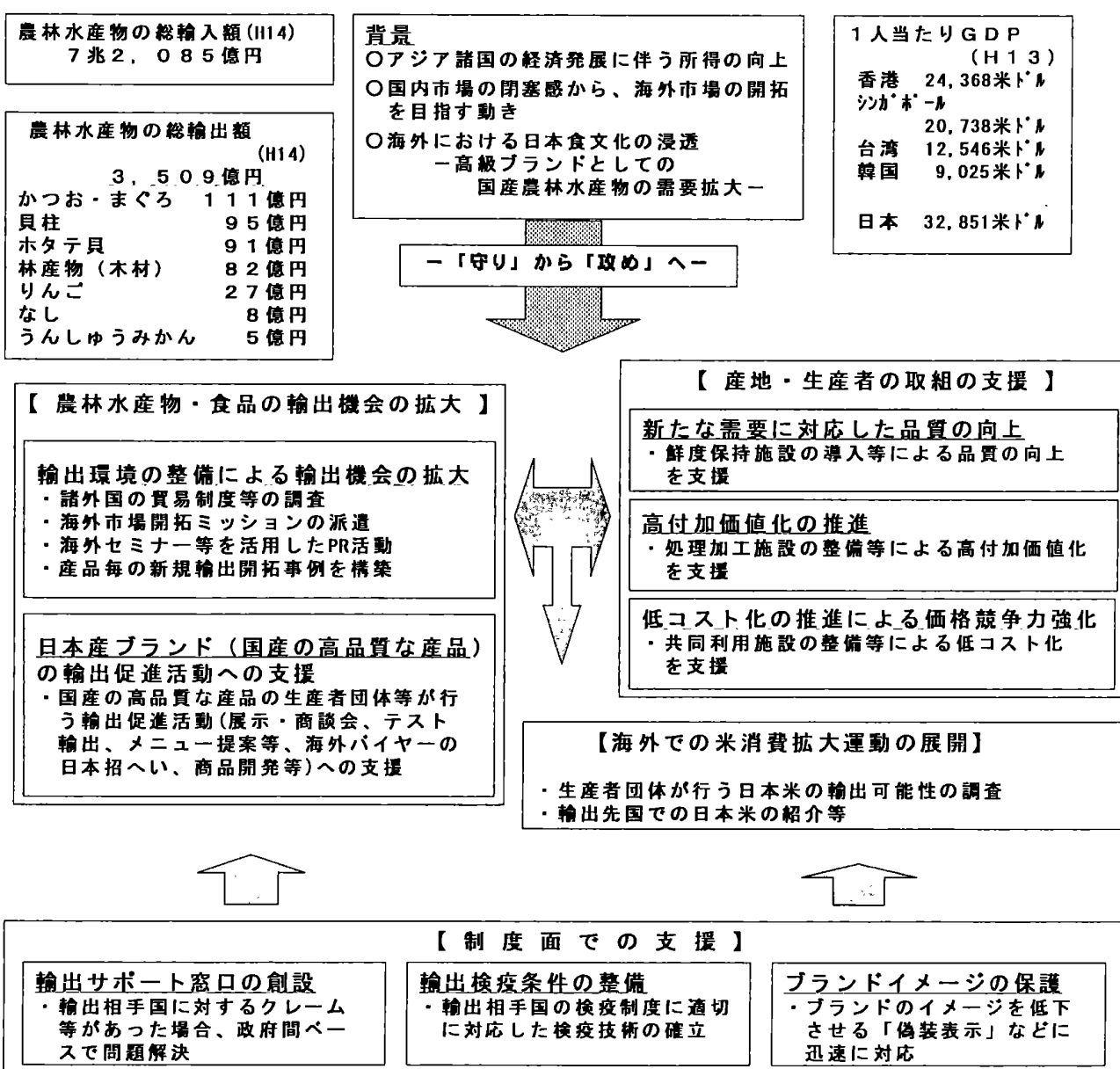
体 ((1) ②、(3))、生産者団体 ((1) ②、(2)、(3))、民間団体 ((1) ①、②)

3 補助率 (1) ①定額 ②1/2以内 (2) 定額 (3) 1/2以内

担当(窓口)課:	(1) 大臣官房国際部貿易関税課	(03-3501-4079 (直))
	(2) 総合食料局食糧部消費流通課	(03-3501-3790 (直))
	(3) 生産局総務課生産政策室	(03-3502-5940 (直))

農林水産物の輸出の促進に向けた総合的支援体制の確立

－「守り」から「攻め」へ－



水利施設の効率的な管理等のための条件整備

都市化・混住化等が進行する中で、米政策改革による農業構造改革の加速化に対応した農業水利施設の効率的な管理等を実現するための条件を整備。

14,564(0)百万円

1 ポイント

都市化・混住化や農家の減少・高齢化が進行する中で、地域水田農業ビジョンの実現に資する農業水利施設の管理の省力化と施設の更新・整備への支援を実施。

(1) 新農業水利システム保全対策（公共） 10,000(0)百万円

都市化・混住化や農家の減少・高齢化が進行する中で、米政策改革による農業構造改革の加速化と多様な水田営農の展開に対応するため、担い手育成に資する施設管理の省力化等を実現する「農業水利システム保全計画」を策定し、施設の機動的な更新・整備を通じて、新たな農業水利システムの構築と施設機能の保全を一体的に実施。

(2) 地域水田農業支援排水対策特別事業（公共） 4,294(0)百万円

地域水田農業ビジョンに即し、田畑輪換等を通じた水田の有効利用を促進する観点から、排水条件が不良で畑利用が困難である地域において、排水改良を目的とした施設の機動的な整備等を実施。

(3) 農業水利ストック有効活用緊急整備調査（公共）

270(0)百万円

農業水利ストックの長期的・計画的な有効活用やライフサイクルコストの低減に向けた施設情報のデジタル化・カルテ化を図るとともに、産地づくりを支援するため、施設情報と農地情報との相互連携を図る。

2 採択要件等

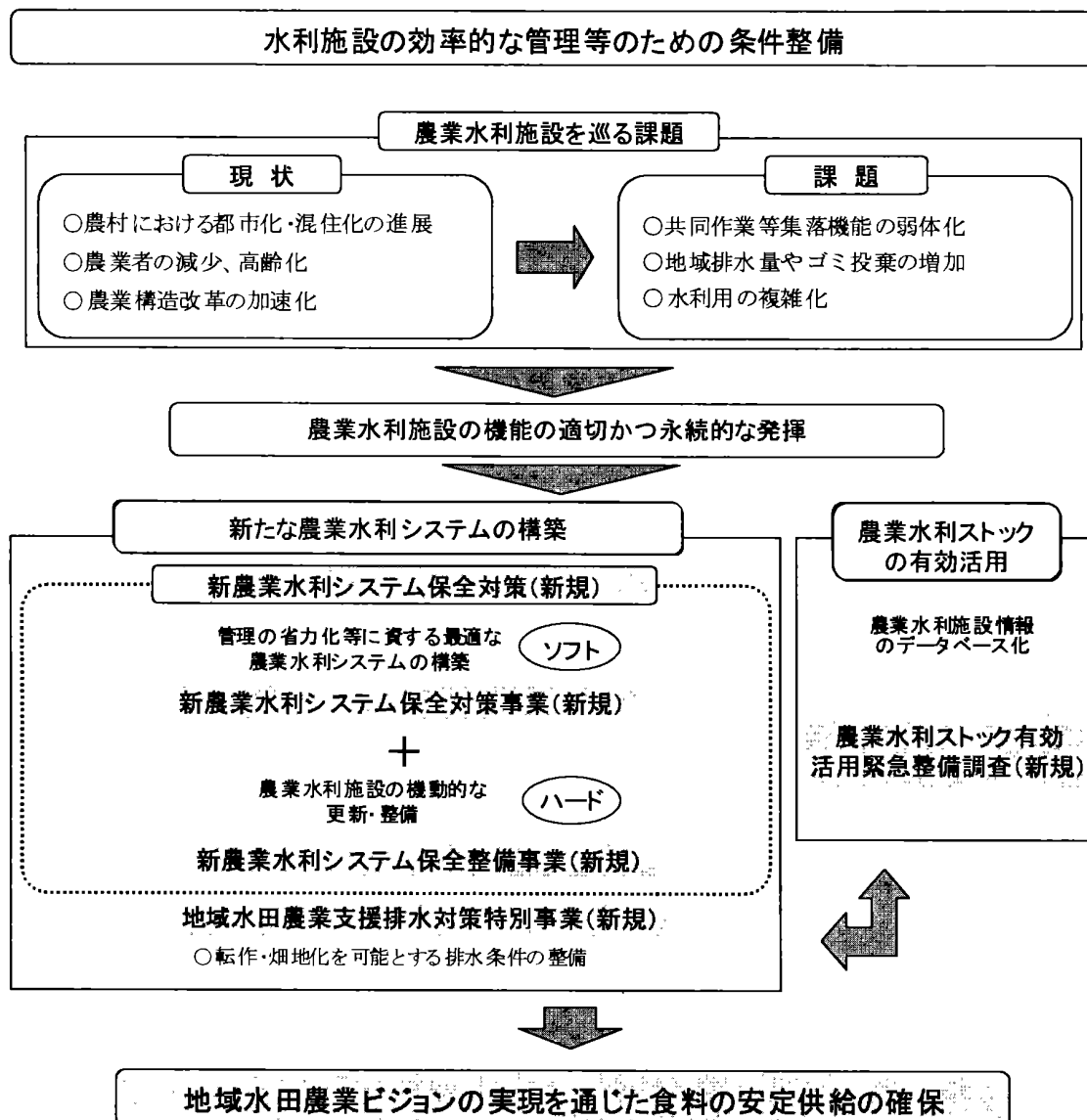
- (1) 都道府県が設定する水利区域において、水利区域に係る農地の利用集積等の目標が明確化された地域水田農業ビジョン（「水利地域水田農業ビジョン」）が策定されていること等
- (2) 受益面積20ha以上、末端支配面積5ha以上等
- (3) 国営土地改良事業等により造成した基幹的な農業水利施設

3 事業実施主体

(1) 都道府県、市町村、土地改良区等 (2) 都道府県 (3) 国

4 補助率等

(1) 定額、1/2 (2) 1/2 (3) 10/10



畑地転換、土づくりなどの取組を支援するためのきめ細かな条件整備

「地域水田農業ビジョン」の実現に向けた、産地づくりや水田の利活用の促進のため、きめ細やかな基盤整備、農地情報等の整備を実施し、畑地転換、土づくりなどの取組を支援。

17,270(1,170)百万円

多様な水田農業や望ましい産地づくり等に向け、地域水田農業ビジョンに沿って、水田の有効な利活用を行うために必要な農地や水利施設の条件整備、作物作付や担い手への農地利用集積を効率的に実施する手段としての農地情報等の整備、地域資源の利活用に資する基盤整備と一体的な土づくり施設整備等を緊急的に実施し、地域の特性に応じた良好な営農条件を確保することにより、水田農業の望ましい生産構造の実現を図る。

水田利活用のための緊急対策

1 ポイント

地域水田農業ビジョンの実現に資するため、田畑輪換や畑地化、良好な土づくりなど、地域自らが選択する水田の利活用に対応したメニューを用意し、地域の戦略の実現に向けた積極的な取組を支援。

2 事業内容

(1) 地域水田農業支援緊急整備事業(公共) 8,500(0)百万円

地域の主体性を活かした産地づくりなど地域農業の振興を支援するため、一定規模の範囲を対象に、畑地転換や土づくり等に資する暗渠排水や客土、土壌改良等、地域特性に応じた営農展開のための条件整備を、地域の意向を重視した計画に即して、機動的かつ緊急的に実施。

(2) 水田利活用緊急支援事業 5,000(0)百万円

地域の主体性を活かした産地づくりなど地域農業の振興を支援するため、畑地転換や土づくり等に資する暗渠排水や客土、土壌改良等、水田の畑地化の促進や定着に向けた条件整備を、農地の状況に応じてよりきめ細かく機動的かつ緊急的に実施。

3 事業実施主体

- (1) 都道府県
- (2) 市町村、土地改良区、農協 等

4 補助率

- (1) 1／2（離島55%、沖縄75%、奄美60%）
- (2) 1／2（特殊地域等55%、沖縄80%、奄美60%）

[担当窓口課：農村振興局農地整備課（03-3502-6277（直））]

産地づくり支援のための農地情報等の整備と利活用の推進

1 ポイント

農地に係る諸情報を地図上で管理する農地情報システムは、担い手への農地利用集積や土壌分析等を利用した農産物の品質向上などを行う上で有効な手段であり、今後、一層活用される見込み。

このため、地域の農業関係団体間等での農地情報の共有化や相互利用に資する農地情報システムを構築することにより、地域の産地づくりを推進。

2 事業の概要

- (1) 産地づくり支援農地情報整備促進事業 910(0)百万円
産地づくりに有効な、各農業団体等が個別に保有する情報の共有化・相互利用を図るため、農地情報等のデータ整備やシステム導入について支援。
- (2) 農村振興地理情報統合システム開発整備事業 49(55)百万円
農業関係団体等が地域水田農業ビジョンに基づく農地の利用集積や米の需給調整などを効率的かつ的確に進められるよう、行政及び農業関係機関との間で相互利用可能な地理情報システムを開発。

3 事業実施主体

- (1) 市町村、土地改良区、農協、農業委員会等
- (2) 民間団体

4 補助率

(1) 1／2

(2) 定額

[担当窓口課：農村振興局農村整備課（03－3501－9979（直））]

「土づくり」などの地域資源の利活用の推進

1 ポイント

地域資源の利活用を図り、環境に配慮した持続的な農業の取組を促進するため、基盤整備と土づくり施設整備等を一体的に実施。

2 事業の概要

(1) 地域環境保全型農業推進総合整備事業 2,000（0）百万円

土づくりや減農薬・減化学肥料等の取組を推進するため、地域における環境保全型農業の推進計画の目標の達成に向け、必要な基盤整備や土づくり施設整備等を総合的に実施。

(2) 農村地域有機質資源再利用促進モデル事業のうち

耕畜連携基盤整備実験事業（公共） 35（0）百万円

耕畜連携による家畜排せつ物の有効利用の観点から、基盤整備実施中の地区において、たい肥と飼料作物の利活用に係る技術的課題等について調査・検証を行い、その成果を活用して、農地の良好な土づくりや地域における有機質資源循環を促進。

3 事業実施主体

(1) 都道府県、市町村等

(2) 都道府県、民間団体

4 補助率

(1) 1／2

(2) 定 額

[担当窓口課：農村振興局農村整備課（03－3501－9979（直））]

畜産環境対策の促進

家畜排せつ物法に基づく家畜排せつ物処理施設の整備計画を達成するため、家畜排せつ物処理施設の緊急かつ計画的な整備を促進。

23,670(11,163)百万円の内数

1 ポイント

平成16年10月末を期限とする家畜排せつ物法に基づく管理基準の猶予期限内に家畜排せつ物の管理の適正化が図られるよう、処理施設の整備を強力に推進。

○ 家畜排せつ物処理のための施設等の整備

23,670(11,163)百万円の内数

- ・ バイオマス利活用フロンティア整備事業 8,883百万円の内数
市町村、農協、営農集団等が行う家畜排せつ物のたい肥化施設等の整備
- ・ 資源リサイクル畜産環境整備事業（公共） 7,887百万円
都道府県、市町村等がたい肥還元用草地等と一体的に行う施設の整備
- ・ 経営構造改革緊急加速リース支援事業 6,900百万円
農地の流動化と一体的に整備する家畜排せつ物処理施設、畜舎等を農地保有合理化法人が認定農業者等にリースするために取得する場合の必要経費の無利子貸付け。

2 事業実施主体

都道府県、市町村、都道府県公社、（社）全国農地保有合理化協会、農協、営農集団等

3 補助率

1／2以内 55% 定額 等

（関連事業）

その他家畜排せつ物処理施設の整備に活用できる事業

223,228百万円の内数

中山間地域等における農業集落の環境を保全管理するための施設整備、農業関係排出物等の処理施設の整備等

[担当窓口課：生産局畜産部畜産企画課（03-3502-0874（直））]

和牛のみなもと再生・強化対策の推進

和牛繁殖経営地域の活性化と育成を図るため、和子牛生産の基盤拡大及び生産性の向上等、生産構造の改革を総合的に推進。

2, 039 (1, 805) 百万円の内数
 その他 畜産担い手育成総合整備事業（公共・新規）
 8, 747 (0) 百万円の内数

1 ポイント

安全・安心な牛肉の安定的な供給を図る観点から、肉用牛生産の“みなもと”となる和牛繁殖経営地域の活性化と育成を図るため、「人」、「牛」、「草」の確保対策を総合的に推進。

(1) 「人」：担い手の確保対策

- ① 超早期離乳等新たな生産方式の普及、ほ育・育成センターの整備による子牛のほ育・育成の外部化等
- ② 経営の円滑な継承と新規就農を促進するための研修施設等の整備
- ③ 水田地域及び酪農地域における肉用牛繁殖経営の育成のための飼養管理施設の整備

(2) 「牛」：優良種畜の確保対策

- ① 広域後代検定(県域を越えて行う能力評価)等による優良な種雄牛の作出
- ② 優良な繁殖雌牛群の整備と農家への導入促進

(3) 「草」：飼料基盤の確保対策

- ① 水田飼料作物・稲わらの広域流通
- ② 労働力軽減や耕作放棄地の畜産的利用を図るための日本型放牧（各地域の自然条件に適応した放牧）の推進
- ③ 担い手への土地利用集積を伴う草地整備改良等の推進

2 事業実施主体

都道府県、市町村、農協、営農集団、民間団体 等

3 補助率

定額、1／2 等

[担当(窓口)課：生産局畜産部畜産企画課（03－3502－5979（直））]

農林水産業を支える技術開発 ―食と農の未来を拓く技術開発―

バイオマス、ゲノム等バイオテクノロジー、環境分野に研究を重点化し、その実用化を促進するとともに、農林水産分野で新たな産業創出を進めるため競争的研究資金を拡充。

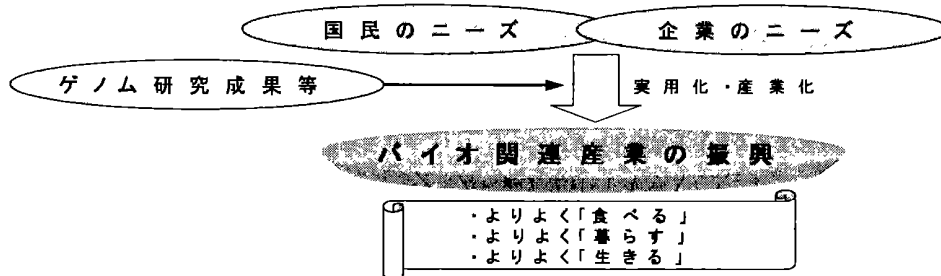
8,419(3,940)百万円

1 ポイント

(1) ライフサイエンス・環境等重点分野の研究開発の推進

① アグリバイオ実用化・産業化研究(新規) 1,004(0)百万円 ーゲノム研究成果等の実用化・産業化ー

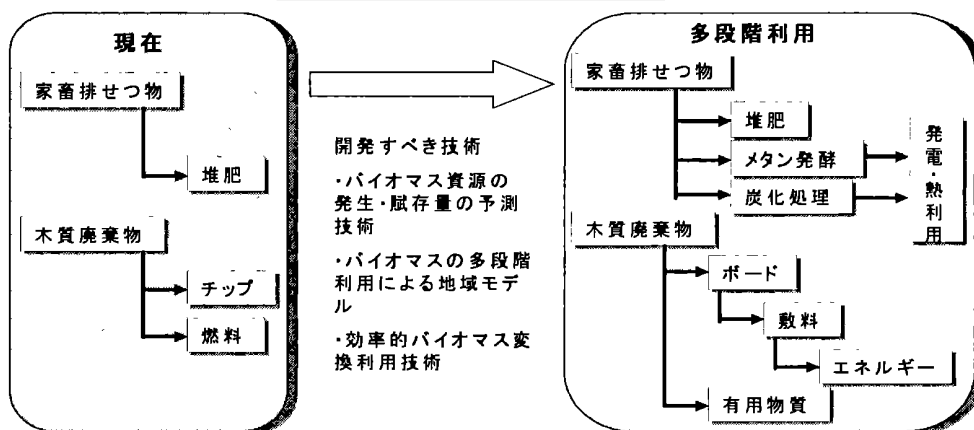
バイオテクノロジー戦略大綱が掲げる「よりよく食べる」、「よりよく暮らす」、「よりよく生きる」の実現に資するため、イネゲノムの解読成果等を早期に実用化・産業化に結びつける民間との共同研究を促進。



② 農林水産バイオリサイクル研究(拡充) 1,260(800)百万円 ーバイオマスの総合利用による地域循環システムの実用化ー

「バイオマス・ニッポン総合戦略」を着実に実行し、地球温暖化の防止と循環型社会の形成に資するため、農林水産業由来のバイオマスをプラスチック原料等の工業原料、エネルギー、農業用途等に多段階かつ総合的に利活用する地域循環利用システムを構築。

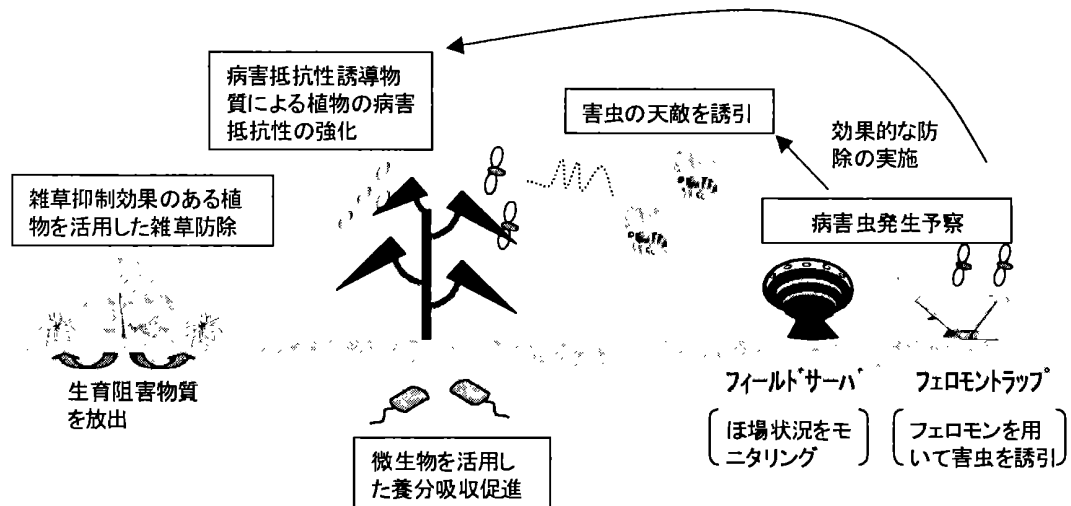
地域循環システム開発の概念図



③ 生物機能を活用した環境負荷低減技術の開発（新規）
 ー作物が本来持つ機能等を活用した生産技術の開発ー

354（0）百万円

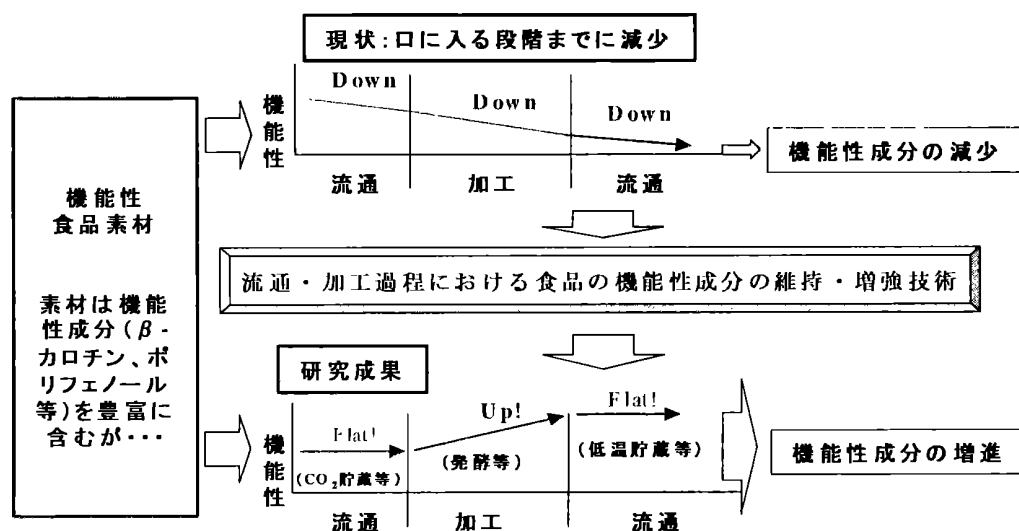
農業が環境に与える負荷低減を図るため、植物自身が持つ誘導抵抗性を利用した病害防除技術、天敵誘導物質を利用した害虫防除技術など作物が本来持つ機能や生物間の相互作用を活用した生産管理技術を開発。



④ 食品の安全性及び機能性に関する総合研究（拡充）
 ー流通・加工過程における食品の機能性成分の維持・増強ー

1,041（828）百万円

生活習慣病の予防等を通じ、健康で活力ある長寿社会の実現に資するため、食品素材が有するポリフェノール等の機能性成分の流通・加工過程における動態の解明とその維持・増強技術を開発。



(2) 競争的研究資金の拡充等による地域経済活性化・新産業の創出

①地域の施策課題に対応した研究の推進

先端技術を活用した農林水産研究高度化事業（拡充）

3,000（1,973）百万円

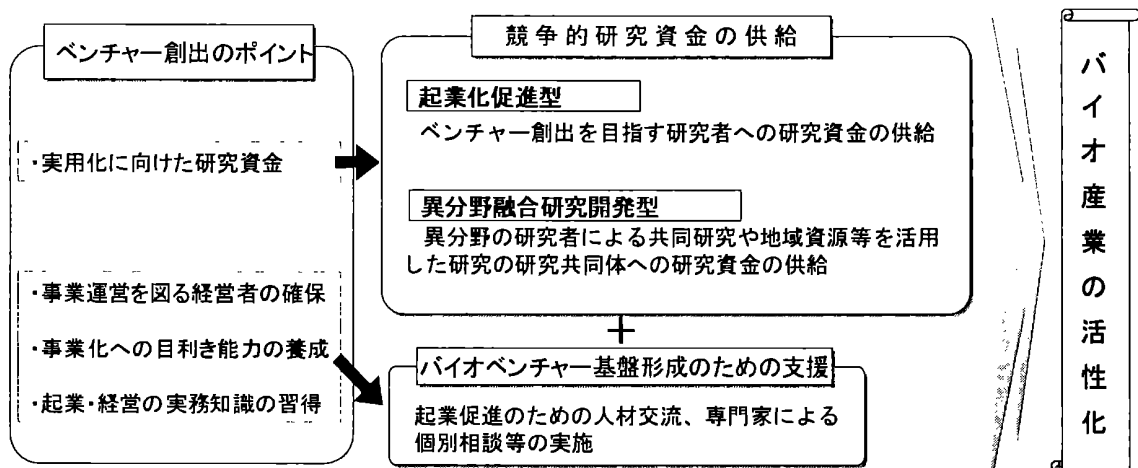
地方の実情に応じた各地方独自の施策課題に臨機応変に対応するため、地方農政局等が自ら研究領域を設定して研究課題を公募する仕組みを導入。

②研究開発型バイオベンチャーの育成

生物系産業創出のための異分野融合研究支援事業（拡充）

1,760（339）百万円

新たにベンチャー（新技術を軸に、創造的・革新的な経営を展開する企業）の起業を促進するための研究資金の供給、人材交流、専門家による個別相談等を実施。



2 事業実施主体

独立行政法人、大学、民間等

[担当窓口課：農林水産技術会議事務局総務課（03-3591-7902（直））]

飢餓・貧困の解消及び農林水産業の持続可能な開発等に向けた国際協力

開発途上国の飢餓・貧困の解消に積極的に取り組むとともに、砂漠化の防止や水産資源の適正な管理等による持続可能な農林水産業の開発を推進。

5, 479 (5, 796) 百万円

1 ポイント

開発途上国の飢餓・貧困や砂漠化など地球的規模の問題は、国際社会の安定のため直ちに対応すべき問題であり、農林水産業の持続的な開発を通じて、これらの解消に積極的に取り組むとともに、WTO農業交渉における我が国主張の理解を促進するため、以下の事業を推進。

2 事業内容

(1) フード・フォー・ワーク広域普及支援事業 163 (0) 百万円

持続可能な農業生産等を目的としたフード・フォー・ワーク（住民参加型農村開発事業）を行い、アフリカの飢餓・貧困の解決を推進。

(2) 地域資源利活用型砂漠化防止対策調査 117 (0) 百万円

東アフリカ地域において、地域資源利活用型の砂漠化防止対策を確立することにより、持続可能な農業農村開発を推進し、飢餓・貧困の解決を支援。

(3) 漁業対象種のCITES付属書掲載評価検討事業 63 (0) 百万円

ワシントン条約(CITES)における漁業対象種への過剰な規制を抑制するため、資源状況についての調査等を行い、持続可能な漁業の振興を支援。

(4) 黄砂対策植生回復実証調査事業 15 (0) 百万円

近年深刻化している黄砂問題に対応するため、黄砂抑制効果が高い植生回復パターンについて実証調査を行い、持続可能な森林経営の取組を支援。

(5) アジア地域食料安全保障強化支援事業 42 (0) 百万円

WTOにおける国際備蓄提案の具体化の第1歩として、東アジア米備蓄システムの形成に向けたパイロット事業の運営を支援。

(6) 「国際コメ年」推進事業費〔非ODA〕 17 (0) 百万円

2004年を国際コメ年とする国連決議に基づき、食料安全保障等におけるコメの役割の重要性についての認識を深めるための取組を実施。

[担当窓口課：大臣官房国際部国際協力課（03－3591－4918(直)）]

農林水産分野の情報化と電子政府の実現

「食」と「農」の再生プラン、e-Japan戦略Ⅱに基づき、農山漁村における情報通信基盤の整備、農林漁業者の情報を利活用する能力の向上、情報利活用システムの開発・普及等を一体的に推進。

また、電子政府構築計画に基づき、国民の利便性の向上、行政運営の簡素化、効率化等を図るため、農林水産省における行政の情報化を推進。

16,147(15,307)百万円

1 ポイント

- (1) 「食」と「農」の再生プラン（食の安全と安心の確保、都市と農山漁村の共生・対流）及びe-Japan戦略Ⅱ（情報通信技術（IT）の先導的利活用7分野の第2として「食」が明定）の実現を図るため、農山漁村地域における情報通信基盤の整備、農林漁業者の情報を利活用する能力の向上、情報利活用システムの開発・普及等を一体的に推進。
- (2) また、電子政府構築計画（2003～2005年度）に基づき、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化等を図るため、農林水産省における行政の情報化を推進。

2 主な事業内容

(1) 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成

2,647(2,951)百万円

都市地域と農山漁村地域の情報格差を是正するとともに、農林水産業及び農山漁村の振興を図るため、e-むらづくり計画（農山漁村の情報化のための基本方針）に基づき、情報通信基盤の整備を推進。

(2) 人材の育成並びに教育及び学習の振興 118(431)百万円

農業者等の情報を利活用する能力の向上を図るため、普及員等を情報通信技術（IT）を指導する人材として育成するとともに、高齢農業者等のための情報通信技術（IT）教材の開発等を推進。

(3) 電子商取引等の促進 738(1,019)百万円

電子商取引（ITを活用した商取引）をさらに促進するため、生鮮食品の流通において、無線ICタグ（無線で情報をやり取りする電子荷札）を活用した新たな物流管理技術を開発し、検品、分荷等を効率的に行うことができるシステムを確立。

また、衛星画像の解析による稲の品質解析や生育予測ができるシステムを整備し、的確な営農指導等に活用するとともに、木材製品の情報ネットワークシステムを開発し、取引の合理化を推進。

(4) 行政の情報化の推進

4, 970 (4, 704) 百万円

① 行政情報等の電子的提供

農業者等が生産・経営において必要とする情報を場所を選ばず携帯端末等からも入手可能な「バーチャル普及センター」の構築を推進。

② 行政手続の電子化等

電子政府構築計画に基づき、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図るため、電子申請システムの24時間365日安定稼働を行う環境を整備。

また、輸出入港湾手続のワンストップサービスを維持するため、動・植物検疫検査手続電算処理システムと通関情報処理システムを接続しているシステムを更新。

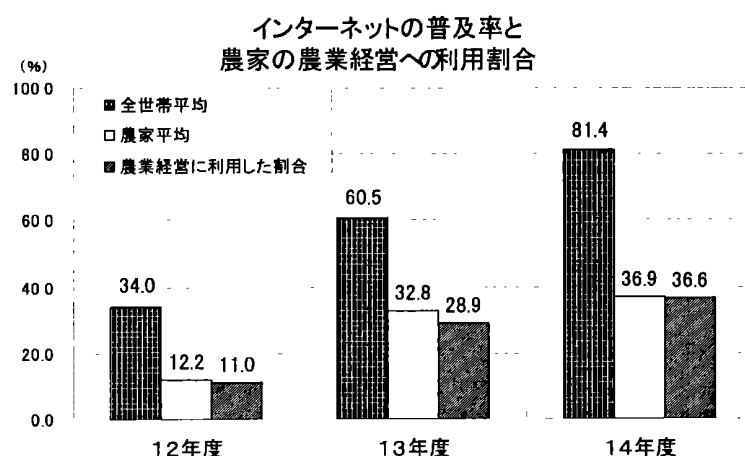
(5) 公共分野における情報通信技術の活用

7, 674 (6, 202) 百万円

生鮮食品、加工食品等について、実証試験や実態調査等を通じ、それぞれの生産・流通等の実態に対応したトレーサビリティシステムを開発。

また、多様な地理情報をデータベース化することにより、検索や表示、解析などを簡単に行えるようにした農地、森林の地理情報システム等の整備を推進。

(参考)



(出典)

○総務省「通信利用動向調査」

○農林水産省「農家のパソコン・インターネット利用状況アンケート」

[担当窓口課：大臣官房情報課 (03-3501-3778 (直))]

ニーズに即した統計の充実

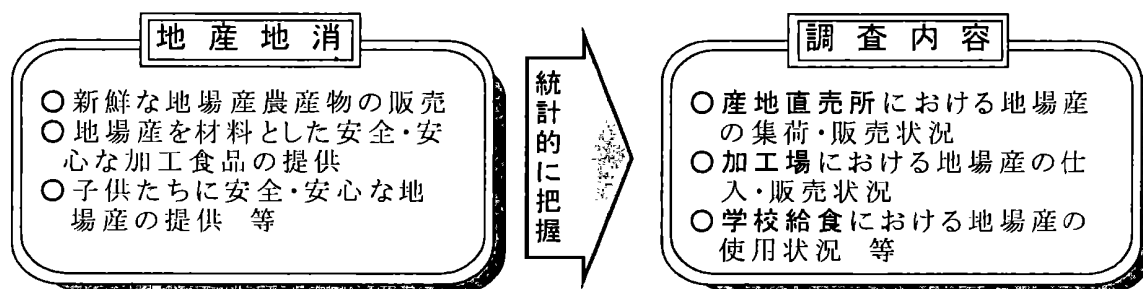
農林水産施策の新たな展開方向に即し、多様な食料消費、農林水産業の実態等を的確に把握。

15,450(11,220)百万円

ポイント

1 多様な食料消費の把握と食品産業統計の充実

- (1) 「食」の安全・安心を求める消費者と生産者等との間で、「顔の見える関係」の構築に向けて、農産物の「地産地消」の取組が広がってきていることから、地場産農産物の取扱状況等を把握。

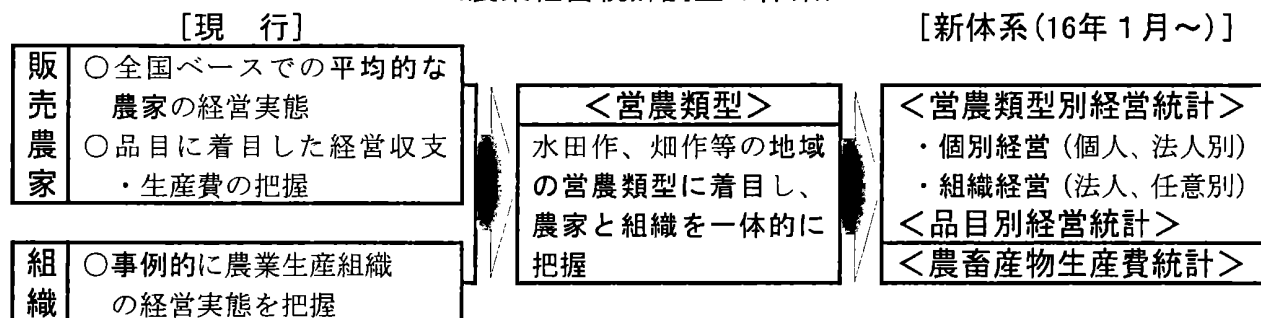


- (2) 家庭における食料消費・食品ロス、食品産業における食品廃棄物等のリサイクルの実態を把握。
- (3) 外食における食品の需要量を把握するための試行調査を実施。
- (4) 青果物、水産物及び畜産物の生産から小売に至る量的フローをローテーションで把握（16年度は水産物の調査を実施）。

2 農林水産業の新たな方向に即した経営・構造統計の充実

- (1) 地域・営農類型ごとに農業経営をとらえつつ、法人・集落営農等を幅広く把握する体系により農業経営統計調査を実施するとともに、農林水産業の基本構造を総合的に把握するため、経営に着目した調査体系により2005年農林業センサスの調査を実施。

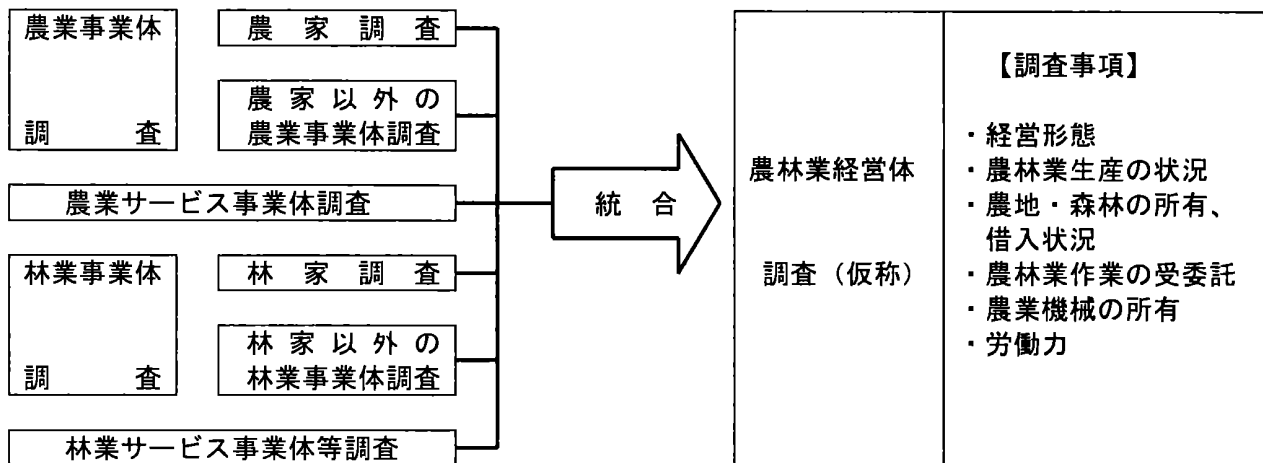
<農業経営統計調査の体系>



＜農林業センサスの体系＞

【2000年世界農林業センサス】

【2005年農林業センサス（17年2月実施）】

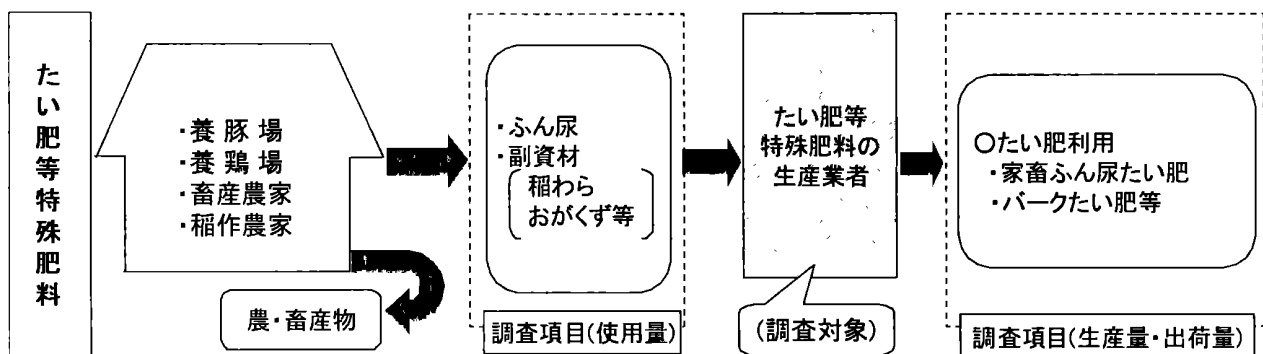


（2）地域水産業の担い手の実態を把握するため、地域水産業の担い手の実態に関する調査を実施。

3 地域資源・環境保全政策の展開に即した統計の充実

（1）森林・棚田等の地域資源の賦存状況、保全・活用状況等農山村地域の実態を総合的に把握するため、2005年農林業センサスにおいて農山村地域に関する調査を実施。

（2）「地球温暖化対策推進大綱」、「バイオマス・ニッポン総合戦略」等の推進に資するため、たい肥等の生産出荷状況を把握。



[担当窓口課：大臣官房統計部管理課（03－3501－3724（直））]